最終更新日：2017年6月27日
スルガ銀行株式会社
取締役社長 米山 明広
問合せ先：経営企画部 企画 03-3279-5535
証券コード：8358
http://www.surugabank.co.jp/surugabank/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業として目指すべき方向性を明確にした「Our Philosophy（私たちの価値観）」を定め、社会における自らの存在意義や、企業行動の原則、経営において大切にすべき考えを明らかにし、企業活動を展開するうえでの当社（グループ）共通の価値観としています。
「Our Philosophy」では、「ライフ アンド ビジネス ナビゲーター（夢先案内人）として＜夢をかたちに＞する、＜夢に日付を＞いれるお手伝い」をミッション（私たちの使命）に掲げ、当社（グループ）の社会的使命としています。このミッションの実現のため、ターゲット（目標）ならびにポリシー（普遍的な経営方針）を定めています。
この「Our Philosophy」の実践を通じて、経営の最優先課題の一つとして、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、より実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築・運営に取り組んでいます。
当社は、経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入するとともに、取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために社外取締役を選任し、経営環境の変化等に柔軟にかつ機動的に対応できる経営形態をとっています。また、当社は監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務の執行を監査しています。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行なうとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行なうよう努めます。また、すべての株主に対してその有する株式に応じて平等に扱うよう努めます。
2. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、社員および地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、適切な協働に努めます。
   取締役会は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。
3. 「限りなく透明性と納得性を高める経営」を経営方針の一つとして掲げ、財務情報のみならず、非財務情報についても、銀行法をはじめとする諸法令等に基づき適時・適切に開示を行ないます。また、法令に基づく開示以外の情報についても積極的な情報提供に努めます。
   取締役会は、非財務情報を含む情報について、正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるよう努めます。
4. 取締役会ならびに監査役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ「社会（監視）機能」、「意義（目的）機能」、「成長（戦略）機能」、「実現（実行）機能」の4つの基本機能を果たすとともに、適切なリスクテイクを行なうことによって収益力・資本効率等の改善を図ります。また、これらの機能をバランス良く、高いレベルで機能させることによってステークホルダーとの最良の価値交換を実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを使命としています。
5. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲ならびに方法で株主との間で建設的な対話を行ないます。
   経営陣幹部・取締役は、株主との対話を通じて、自らの経営方針を分かりやすく説明し、その理解を得る努力を行ない、株主を含むステークホルダーの立場に関してバランスのとれた理解と適切な対応に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則すべてを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】
（1）政策保有に関する方針
・当社は、取引先との安定的・中長期的な取引関係の構築、業務提携、アライアンスビジネス展開の円滑化ならびに強化等を通じ、厳格な検証体制のもと、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断されるときにおいて、政策保有株式を保有します。
・取締役会は、主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて検証します。
（2）政策保有株式に係る議決権行使基準
・政策保有株式の議決権行使にあたっては、発行企業の経営方針やガバナンス、業容などを勘案したうえで、中長期的な経済合理性の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断します。なお、議決権の行使にあたり、特別な注意を要するときは必要に応じて個別に対話等を行ない、賛否を判断しています。

【原則1－7】
（1）当社は、当社ならびに株主共同の利益を保護するため、次に該当する取引を行なうときは、取締役会で承認を得ることとしています。
・取締役が競業取引または利益相反に該当する取引を行なうとき。
・当社と取締役または主要株主等との間において、重要な取引または定型的でない取引を行なうとき。
（2）取締役が競業取引または利益相反に該当する取引を行なったときには、取引結果について、取締役会に報告することとしています。
（3）当社は、役員による利益相反取引を把握するため、役員ならびにその近親者（二親等以内）と当社グループとの間の取引（役員報酬を除く）の有無等を毎年定期的に役員各々に確認しています。

【原則3－1】
（1）当社は、「限りなく透明性と納得性を高める経営」を経営方針の一つとして掲げており、財務状態・経営成績等の財務情報や法令に基づく開示のみならず、企業理念、経営戦略・経営計画、リスクやコーポレート・ガバナンスに係る情報等の非財務情報、法令に基づく開示以外

の情報等についても、積極的な開示に努めています。

【企業理念】
当社ホームページにおいて開示しております「価値観・ビジネステーマ」をご参照ください。
【経営戦略・経営計画】
当社ホームページにおいて開示しております「経営戦略」をご参照ください。

URL：https://www.surugabank.co.jp/
（「投資家情報」よりご参照ください。）

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方ならびに基本方針
本報告書1．1．基本的な考え方をご参照ください。
(3)経営陣幹部・取締役の報酬等を決定するにあたっての方針と手続
経営陣幹部・取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、社外取締役等の意見を十分反映させ、公正かつ透明性をもって取締役会決議を経て決定しています。
詳細については、本報告書2．1．【インセンティブ関係】ならびに【取締役報酬関係】をご参照ください。
(4)経営陣幹部の選任、取締役・監査役の指名を行なうにあたっての方針と手続
当社は、経営陣幹部ならびに取締役・監査役の条件として、「Our Philosophy」に共感しその確信のもとに経営等にあたれること、当社の成長に強い関心を持ち、経営陣幹部、取締役・監査役としての参画がその成長に有意義と思われること、経営等を正しい方向に導く豊かな知性と感性および高い倫理観を備えていること、当社を代表するにふさわしい人間性と品格、良識を備えていること等を定めています。
取締役・監査役の指名を行なうにあたっては、取締役会において、社外取締役等の意見を十分に反映させたうえで取締役・監査役候補者を指名し、監査役候補者については監査役会の同意を経て、株主総会の決議によって選任しています。
経営陣幹部については、定時株主総会後の取締役会において審議し、選任しています。
(5)経営陣幹部の選任、取締役・監査役の指名理由
各取締役候補者ならびに監査役候補者の選任理由については、「第206期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しております。

URL：https://www.surugabank.co.jp/
（「投資家情報＞株主総会」よりご参照ください。）

【補充原則4－1－1】
取締役会は、法令、定款または取締役会規程で定める経営に関する基本方針や重要事項の決定を行なっています。
取締役会において決定した事項の細目ならびにその他の事項について決議することを、経営会議または執行会議に委任することができる旨を取締役会規程に定めています。

【原則4－8】
社外取締役が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、その役割・責務を果たすための体制を整備しています。
社外取締役には、当社の経営理念、企業文化への理解を促し経営環境等について継続的な情報提供を行なっております。また、役員相互での情報共有、意見交換を充実させるための場を提供しています。
当社は経営の監督機能を発揮するため、業務に必要な知見、経験、能力等を有し、かつ独立性のある社外取締役を3名選任しています。

【原則4－9】
社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン3－5－(3)の2」に規定された独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことを実質的に判断しています。
本報告書2．1．【取締役関係】をご参照ください。

【補充原則4－11－1】
当社は、経営環境の変化等に柔軟かつ機動的に対応するため、経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高める方法として執行役員制度を導入するとともに、取締役会の活性化と経営の透明性を高める目的で社外取締役を複数名選任し、定款の定める取締役の員数12名以内で取締役会を構成しています。
取締役候補者の選任にあたっては、業務に精通し人格・識見ともに優れ、実行力に富みその職責を全うする者を候補者としています。
さらに、取締役会全体としての知見・経験・能力のバランスならびに多様性を重視しています。
詳細については、本報告書2．2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項7．役員の選任、8．社外取締役に関する事項をご参照ください。

【補充原則4－11－2】
当社は、「内部統制システム構築の基本方針」において、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれることを確保するための体制ならびに監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を定め、取締役ならびに監査役がその役割・責務を適切に果たすことができる体制を整備するとともに、取締役・監査役候補者ならびに取締役・監査役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において開示しています。

取締役ならびに監査役の他の上場会社の兼任状況は以下のとおりです。

〔兼任状況〕

安藤　佳則（社外取締役）	EPSホールディングス株式会社（社外取締役）
大石　佳能子（社外取締役）	江崎グリコ株式会社（社外取締役）
	参天製薬株式会社（社外取締役）
	株式会社資生堂（社外取締役）

その他役員の上場会社の兼任はございません。

【補充原則4－11－3】
取締役会は、昨年度に引き続き、本年度も取締役会の役割、運営、構成および事務局の対応等について各役員に対するアンケートを踏まえ、2016年度取締役会の実効性評価を実施しました。
実効性評価の結果につきましては、次のとおりです。
当社の取締役会は、多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成のもと、取締役会の役割・責務を取締役会メンバー各々が共有し、意思

決定・監督機能の両機能を十分に発揮しています。
また、2016年4月長期経営ビジョン「Aim25」をスタートさせ、新鮮化されたOur Philosophy（私たちの価値観・ビジネステーマ）のもと組織改革を実施するなど、当社が定めるコーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき適切に運営され、実効性を確保できていると評価しています。
当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の一層の向上を目指すため、PDCAサイクルを繰り返し、各種情報提供を適切に行なうことにより、取締役会における審議のこれまで以上の効率化とさらなる実効性向上に向け、引き続き取り組んでまいります。

【補充原則4－14－2】
当社は、新任者をはじめとする取締役・監査役に対して、積極的に外部の研修に参加させるとともに、外部講師による研修を開催するなど、それらの機会の提供・斡旋ならびにその費用の支援を実施しています。
社外取締役に対しては、社内情報を十分に共有する体制を構築し、当社の経営理念、企業文化への理解を促すとともに経営環境等について継続的な情報提供を行なうこととしています。
また、社外取締役、社外監査役を含む役員相互において充実した情報共有、意見交換が行なわれるための環境を整備しています。
さらに、取締役会は、内部統制の一環として、上記の対応が適切に行なわれていることを、必要に応じて確認しています。

【原則5－1】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲ならびに方法で株主との間で建設的な対話を行なっています。
（1）株主からの対話の申込みに対して、担当役員を責任者として、積極的に機会の提供を図るとともに、CEOならびに担当役員などが対話に参加しています。
（2）株主との対話の申込み窓口を明確にするとともに、管理部門は営業部門やリスク管理部門と連携することにより、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で株主へ提供する体制を整備しています。
（3）株主との対話の一環として、国内外のIR説明会などを継続して開催するとともに、ホームページやディスクロージャー誌などにより、分かりやすい情報開示に努めています。
（4）株主との対話の中で把握した意見や要望については、担当役員から取締役会へ報告しています。
（5）重要な会社情報を適切に管理するとともに、インサイダー取引の未然防止を図るため内部者取引未然防止規程を定め、周知徹底しています。また、株主の公平性を確保するため、各四半期の決算日から決算発表日までの期間中については、業績見通しに関する質問に対する回答やコメントを差し控えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
エス・ジー・インベストメント株式会社	12,702,892	5.47
スルガ総合保険株式会社	10,999,644	4.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,969,400	3.86
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	8,829,848	3.80
明治安田生命保険相互会社	7,351,883	3.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,852,400	2.95
エス・ジー・アセット株式会社	6,750,885	2.90
一般財団法人スルガ奨学財団	5,401,450	2.32
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	4,218,900	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,085,100	1.75

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
成毛 眞	他の会社の出身者											
安藤 佳則	他の会社の出身者								○			
大石 佳能子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
成毛 眞	○	――	＜社外取締役の選任理由＞ 長年企業経営に携わり、IT分野ならびに経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した客観的、中立的な立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。
			＜社外取締役の選任理由＞ 企業の経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経

安藤 佳則	○	＜社外役員の属性情報＞ 同氏は、当社の取引先である知識工房(株)の代表者です。当社は知識工房(株)へ研修の実施を依頼しております。取引金額については、僅少であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	営陣から独立した客観的、中立的な立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。
大石 佳能子	○	―――	＜社外取締役の選任理由＞ 企業経営に携わるとともに、医療界をはじめとする広範囲にわたる豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した客観的、中立的な立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査を効率的、効果的に行なうため、会計監査人から監査計画、監査実施体制および監査結果について説明を受け、また、年2回の定期的な意見交換会や、会計監査人による本部・営業店の監査ならびに監査講評への立会いを通じて、意見ならびに情報の交換を行なうなど緊密な連携を図っております。
また、監査役は監査部と年2回定期的に意見交換会を開催し、監査の方針、計画ならびに実施状況について意見交換を行ない、業務監査の講評に立会うなど、緊密な連携を図っております。さらに内部監査報告書を定期的に閲覧し、監査役監査の効率化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木下 潮音	弁護士										○			
島田 精一	他の会社の出身者										△			
伊東 哲夫	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 潮音	○	＜社外役員の属性情報＞ 同氏は、顧問契約先である第一芙蓉法律事務所に勤務しております。第一芙蓉法律事務所との取引金額は僅少であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	＜社外監査役の選任理由＞ 弁護士として法務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した立場にあり、客観的、中立的な立場から監査していただけるものと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。
島田 精一	○	＜社外役員の属性情報＞ 同氏は、当社の取引先である日本ユニシス株式会社の出身者です。同社との取引はシステム開発ならびに運用の委託取引であり、一般的取引条件に基づくものであり、独立性に影響を与える恐れはありません。 同氏は、当社の取引先である独立行政法人住宅金融支援機構の出身者です。同機構との取引は住宅ローン業務の提携であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	＜社外監査役の選任理由＞ 長年企業経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した立場にあり、客観的、中立的な立場から監査していただけるものと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。
伊東 哲夫	○	＜社外役員の属性情報＞ 同氏は、当社の取引先である伊東法律事務所の代表であります。同法律事務所とは、現在顧問弁護士契約はございません。取引金額については僅少であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	＜社外監査役の選任理由＞ 静岡県弁護士会会長等を歴任し、弁護士として法務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した立場にあり、客観的、中立的な立場から監査していただけるものと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

・当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
・社外役員候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン３－５－（３）の２」に規定された独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことを実質的に判断しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図り、株主の皆さまの利益に資することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役ならびに従業員等に対し、その役職に応じて新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、経営理念に基づいた社会的価値の向上を目指し、経営者の使命と役割を明確に定め、役員の報酬を支払っております。
役員報酬は、2016年6月23日開催の第205期定時株主総会において取締役は600百万円以内（うち社外取締役40百万円以内）、2006年6月27日開催の第195期定時株主総会において、監査役は100百万円以内とする決議をいただき、その範囲内において決定しております。
取締役の報酬額は基本報酬と業績等に連動する報酬から構成されており、基本報酬は支給対象者の役位などを基準として定めた内規により決定し、業績等に連動する報酬は業績ならびに業績への貢献度などの諸般の事情を勘案し、取締役会にて適正に決定しております。
監査役の報酬額は監査役の協議により、適正に決定しております。
役員退職慰労金につきましては、株主総会にて決議をいただき、当社の定める内規に基づき、支払を行なっております。
ストックオプションとしての報酬は、上記報酬等限度額とは別に、株主総会にて都度決議をいただいております。ストックオプションにおいて割り当てる新株予約権の数は、インセンティブの効果等を勘案して決定しております。
なお、当社は、使用人を兼務する役員はおりませんので、使用人給与は支払っておりません。
当事業年度（自2016年４月１日 至2017年３月31日）

単位：百万円

<役員区分>	<員数>	<うち基本報酬>	<うち賞与>	<現金報酬小計>	<ストック・オプション>	<退職慰労金>	<報酬等の総額>
取締役	10	300	165	465	－	206	672
監査役	3	36	8	44	－	17	61
社外役員	6	57	－	57	－	－	57

単位：百万円

<役職・氏名>	<うち基本報酬>	<うち賞与>	<現金報酬小計>	<ストック・オプション>	<退職慰労金>	<連結報酬等の総額>
取締役　岡野光喜	83	43	126	－	69	196
うち当社	83	43	126	－	69	196
うち子会社	－	－	－	－	－	－
取締役　米山明広	54	－	54	－	50	104
うち当社	54	－	54	－	50	104
うち子会社	－	－	－	－	－	－

（注）連結報酬等の総額が１億円以上である者に限定して記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役の職務遂行をサポートするため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時に行なっております。
・社外監査役を含めた監査役を補佐するために、監査役会事務局を設置し、専属の社員を配置しております。また、監査役会では重要な事業活動の状況ならびに常勤監査役の業務監査の結果について社外監査役に報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 取締役会
取締役会は、経営に関する重要事項、基本方針等の策定や業務執行の決定等を行なっております。
取締役会は取締役１１名（うち社外取締役は３名）で構成され、原則月１回開催しております。

2. 監査役・監査役会
監査役会は、監査方針ならびに監査計画に基づき、取締役会等への出席のほか取締役の職務執行状況等を監査しています。
監査役会は監査役５名（うち社外監査役は３名、うち女性１名）で構成され、原則月１回開催しております。
また、監査役監査を有効かつ効率的に実施するため、会計監査人、監査部、経営企画部コンプライアンスおよび連結子会社等の常勤監査役と定期的な会合を持ち、相互理解を深め連携を図っております。

3. 経営会議
経営会議は、常勤取締役８名で構成され、原則毎月１回開催しております。
取締役会で決定した経営方針に基づく計画その他重要な事項について審議ならびに決議をしております。

4. 執行会議
執行会議は、指名された執行役員数名で構成され、原則毎月２回開催しております。
業務執行等についての重要な事項について審議ならびに決議をしております。

5. リスク委員会
統合リスク管理委員会ほか各種リスク委員会を設置し、リスク管理体制の強化ならびに経営の高度化を図っております。

6. 内部監査
被監査部門から独立した経営会議直轄の組織として、「内部監査規程」その他社内規程等により、内部統制の適切性・有効性を検証しております。
内部監査の状況については、取締役会ならびに経営会議に適切に報告を行なっております。

7. 役員の選任
役員の選任は、業務に精通し、人格・識見ともに優れ、実行力に富みその職務を全うする者を株主総会の決議により選任しております。
また、役員の報酬は、取締役と監査役に区分し、各々その総額を株主総会の決議をもって決定しております。

8. 社外取締役に関する事項
取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために、社外取締役を選任しております。
社外取締役は、取締役会等に出席し、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、適切な発言を行なっております。

9. 監査役の機能強化に係る取組み状況
【監査役関係「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」】ならびに【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】等に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高めるために執行役員制度を、取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために社外取締役を選任し、経営環境の変化等に柔軟にかつ機動的に対応できる経営形態をとっております。
また、当社は監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務の執行を監査しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方にご出席をいただくため、年間を通し最も集中する日とならないように、開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用しての議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
その他	(1)株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております。 また、掲載日につきましては招集通知の発送日より、前倒した掲載を心がけております。 (2)招集通知のうち次の書類につきましては、法令ならびに定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆さまにご提供しております。 1. 当社の新株予約権等に関する事項 2. 連結株主資本等変動計算書 3. 連結計算書類の連結注記表 4. 第206期株主資本等変動計算書 5. 計算書類の個別注記表 (3)2015年6月より、英文の招集通知を作成し当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内決算IRを年2回(2016年11月25日、2017年5月24日)開催し、当社の営業戦略ならびに決算について説明を行なっております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2017年6月シンガポール、また同年同月ロンドンを訪問し、当社の営業戦略ならびに決算について投資家に説明を行なっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資者向け情報として、IR資料、有価証券報告書、半期報告書、決算情報、ディスクロージャー誌、株主総会招集通知、(英文)IR資料・(英文)決算情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、経営管理部が担当しております。 担当窓口:03-3279-5536	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程第1編第1章経営方針の企業理念の目標として「各ステークホルダーとの厚い信頼が成長のエネルギーとなる企業」、また経営理念の成長のあり方として「各ステークホルダーとの価値交換性の向上を成長と定義する」と規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、店舗の新設やリニューアルオープンの際に、環境配慮型設備の導入を推進や、環境に配慮した金融商品・サービス等の提供など、環境問題に対して積極的に取り組んでおります。 CSR活動としては、“未来の苗木プロジェクト”と名付けた、これからの社会を担う子供たちの豊かな感性を育むアート・文化プログラムなど、独自の活動に取り組んでおります。 その他、教育・文化・福祉等のさまざまな、支援活動の取組みを通じて、社会・地域とのつながりを図っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念・普遍的な経営方針の一つとして「限りなく透明性と納得性を高める経営」を掲げるとともに、ディスクロージャーとアカウンタビリティの充実がより実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築のための重要課題であると認識しています。

その他	【現在の社外役員の状況】 社外取締役3名のうち女性1名、社外監査役3名のうち女性1名を選任しております。 【ダイバーシティ（女性の活躍などの多様性）への対応について】 女性の活躍推進 （1）管理職への積極的登用（女性の所属長は支店長18人、出張所長5人を含め30人） （2）女性社員の長期的キャリア形成支援（社外、社内研修への参加機会の増加） （3）派遣社員やパートタイマーに対し、正規雇用への転換試験等を実施しキャリアアップを支援 ＜女性活躍推進行動計画＞ [項 目] [内 容] 計画期間 2016年4月1日～2018年3月31日 目標数値 役職者に占める女性社員比率30%以上 取組内容 （1）女性社員の長期的キャリア形成を支援する取組み （2）女性社員の管理職育成を目的とした取組み ＜行動計画実施状況＞ [目 標 数 値] [2017年4月時点（2016年4月時点）] 役職者に占める女性社員比率30%以上 29.9% （30.3%） ＜参考指標＞ [項 目] [当社数値 ( )内昨年度] [基 準 等] 1）管理職に占める女性比率 ※ 15.7% （13.9%） 20%以上 2）男女の平均勤続年数の差異 ※ 95.8% （98.3%） 70% 3）採用者に占める女性の割合 ※ 26.0% （38.9%） 20%以上 4）正規雇用への転換数 （2016年度） 32名 （ 35名） ー ※：女性活躍推進 基礎項目 【スルガ版 働き方改革の実績と方向性】 1．社員のワークライフバランス実現をサポートする （1）結婚や配偶者の転勤、介護に伴う勤務地変更希望者への対応 （2）育児を行なう短時間勤務の対象者を、4歳未満の子を養育している社員へ拡大 （3）育児休業復帰者に対し、自宅や保育園の近隣店舗へ配置転換 （4）小学校就学前の子を養育している社員について、本人の請求により時間外労働を免除 2．適正な労働時間管理により、長時間労働の抑制に努め、社員の心身の健康維持を図る （1）パソコン使用時間の制限 （2）業務革新による業務の効率化推進 （3）時差出勤制度の利用推進 （4）年8回のライトダウン、年2回の定時退社週間の実施

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、コンプライアンスの実践を経営理念として位置付け、「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を制定するとともに、内部統制の強化と継続的な啓発活動により、実効性のあるコンプライアンス体制を構築しております。
（2）常勤取締役等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会においてコンプライアンスに関する重要な事項を審議・報告しております。
また、経営企画部にコンプライアンス統括部署を設置し、当該部署においてコンプライアンスに関する企画・管理を統括しております。
さらに、全部署・営業店にコンプライアンス責任者ならびに内部責任者を配置し、全部署・営業店におけるコンプライアンスの遵守状況をチェックする体制を整備しております。
（3）法令、社内規程および社会規範を遵守することを明文化した「ビジネス・ガイドライン」を策定し、取締役ならびに使用人はこれに則り行動しております。
また、具体的な行動指針である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス統括部署ならびに内部監査部門においてその遵守状況をチェックしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存ならびに管理に関する体制
（1）当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令ならびに各種の社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存・管理する体制を構築しております。
（2）情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制を確立しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、「統合的リスク管理規程」その他の社内規程等を定め、信用リスク、システムリスク等の様々なリスクに対処するための各種リスク委員会を設置して、リスクの個別管理を行なうとともに、これらの委員会を統括する統合リスク管理委員会を設けて、各種リスクを総括的に管理する体制を構築しております。
（2）不測の事態が発生したときは、社内規程等に基づき社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行うリスク管理体制を確立しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
（1）当社は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、経営会議ならびに執行会議を設置しております。経営会議は、経営管理等に係る事項の審議を行ない、執行会議は、業務執行等に係る事項の審議を行なっており、これらの会議体における慎重かつ機動的な審議を通じて、適正かつ効率的な取締役の職務執行を確保する体制を構築しております。
（2）当社は、「組織規程」「執行役員規程」に基づいて執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決議により選任され、取締役会の経営管理の下、適正かつ効率的な業務執行をしております。
（3）会長は、当社の最高経営責任者（CEO）として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。
（4）当社は、業務の適切性を確保するため、定期的なモニタリング機能を充実させ、PDCAサイクルによるプロセス管理を行なう体制を整備しております。

5. 当社ならびに連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、「連結子会社等管理規程」、「監査役への報告規程」その他の社内規程等を定め、連結子会社等が行なう業務について、事前に協議し、または報告をさせることにより、連結子会社等の健全化ならびに業務の円滑化を図り、グループ全体の経営管理を適切に行なう体制を構築し、連結子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備しております。
（2）当社は、「内部監査規程」、「臨店監査規程」を定め、連結子会社等のリスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施しております。また、「統合的リスク管理規定」を定め、連結子会社等のリスクについて、リスクの影響度を勘案したうえで、統合的リスク管理を行なう体制としております。
（3）当社は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれることを確保する体制を構築しております。
（4）当社ならびに連結子会社等は、共通の価値観である「Our Philsophy」を明確化し、企業の社会における存在意義や企業行動の原則、経営において大切にすべき考えを共有しております。また、「コンプライアンス規程」を定め、すべての取締役ならびに使用人等に周知徹底し、グループ全体のコンプライアンス体制を確立するなど、連結子会社等の取締役等の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制を構築しております。
（5）当社ならびに連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する支持の実効性確保に関する事項
（1）監査役の職務を補助すべき専属の使用人として、監査役補助者を任命しております。
（2）監査役補助者は、取締役から独立した立場を堅持し、監査役の指揮命令に従う体制を確保しております。また、監査役補助者の人事考課や人事異動等については、常勤監査役と事前協議を行なっております。

7. 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
（1）当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、法令ならびに社内規程等に基づき監査役へ報告を行なうほか、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告を行なう体制としております。
（2）当社ならびに連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接経営企画部コンプライアンスならびに外部の法律事務所に報告・相談できるコンプライアンス・ヘルプラインを整備し、受け付けた通報について監査役に報告をする体制としております。
（3）当社ならびに連結子会社等は、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。
（4）監査役会は、必要に応じ、当社ならびに連結子会社等の会計監査人、取締役、監査部、経営企画部コンプライアンス等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができる体制としております。
（5）監査役は、毎月開催される取締役会へ出席するほか、社内規程等に基づき経営会議その他の会議にも出席し、取締役等からの報告を聴取できる体制としております。
（6）監査役は、監査部が実施した連結子会社等の監査結果について、連結子会社等の所管部署である経営企画部より、報告を受ける体制としております。

8. 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
（1）監査役は、監査役監査を効率的、効果的に行なうため、会計監査人、監査部、経営企画部コンプライアンスとの連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深め、監査役監査の実効性確保に資する体制としております。
（2）当社は、監査役の職務の執行に係る費用等については、毎年一定額の予算を設けております。また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続き、その他の職務の執行について生ずる費用等についても、監査役監査の実効性が確保できるよう対処しております。

9. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
（1）当社ならびに連結子会社等は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「倫理規範」「行動基準」「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を制定しております。反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除する体制としております。
（2）当社は、反社会的勢力に対する対応を統括する部署を経営企画部に設け、社内関係部門および外部専門機関との協力体制を整備しております。
（3）当社ならびに連結子会社等は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときには、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〇反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社ならびに連結子会社等は、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除することを内容とする基本方針を定めております。

〇反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 社内規則の整備状況
当社では上記基本方針に則り、具体的な内容を社内規程等に定めております。

2. 対応統括部署及び不当要求防止責任者
当社ではコンプライアンス統括部署を反社会的勢力に関する対応を統括する部署とし、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制を整備しております。
また、不当要求防止責任者を各営業拠点・本部部署等に設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備しております。

3. 外部の専門機関との連携状況
当社では、コンプライアンス統括部署が平素から外部専門機関（警察、弁護士等）との緊密な連携関係の構築に努めるとともに、各営業店においても最寄の警察署等との協力体制を整備しております。

4. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社ではコンプライアンス統括部署が、反社会的勢力に対する情報収集ならびに一元的な管理を行なっております。

5. 対応マニュアルの整備状況
当社では、コンプライアンス規程に反社会的勢力に対する対応について定めております。

6. 研修活動の実施状況
当社では反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、定期的な研修を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針は策定しておりませんが、財務ならびに事業の方針の決定を支配することを目的とした当社株式の大量取得行為の対象とならないよう、株主価値の向上、より実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築・運営、株主・顧客・社員・地域社会などのステークホルダーとの信頼関係の維持に努めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜コンプライアンスに関する事項＞
当社では、コンプライアンス委員会を経営レベルで各種リスクの実態や問題点について審議・提案・報告を行なう機関として強化し、実務レベルでのコンプライアンスに関する諸問題を審議・提案・報告するため、コンプライアンス委員会の下部組織として、コンプライアンス・情報セキュリティリスク委員会を設置しております。コンプライアンスの一元管理態勢をさらに強固なものとするため、両委員会のより一層の機能強化を図ってまいります。
＜適時開示体制の概要＞
当社は、投資者の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を適切に行なうことを目的として、「会社情報の開示に関する規程」を制定し、会社情報の開示に係る社内体制の維持・向上に努めています。
本規程において、当社ならびに連結子会社等における決定事実に関する情報、発生事実に関する情報もしくは決算等に関する情報で重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に開示に努めるよう定めております。

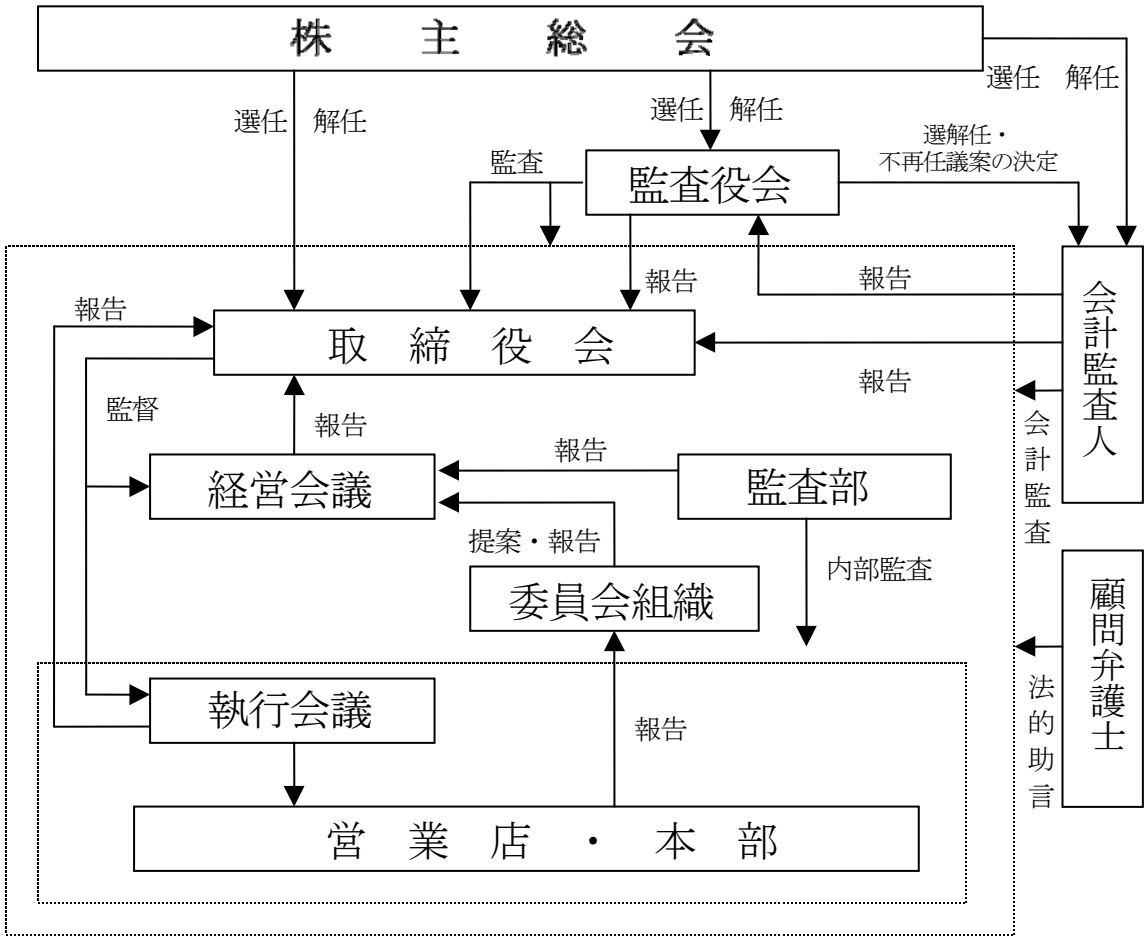
株　主　総　会
選任
解任
選任
解任
選任
解任
監査
監査役会
選解任・
不再任議案の決定
報告
報告
報告
取　締　役　会
監督
報告
報告
経営会議
監査部
提案・報告
委員会組織
内部監査
執行会議
報告
営　業　店　・　本　部
会計監査人
会計監査
顧問弁護士
法的助言

情報開示に係る組織体制図

１．決定事実に関する情報

会社の重要な施策に係る決定事実に関する情報は、取締役会等の承認後直ちに情報開示を実施します。

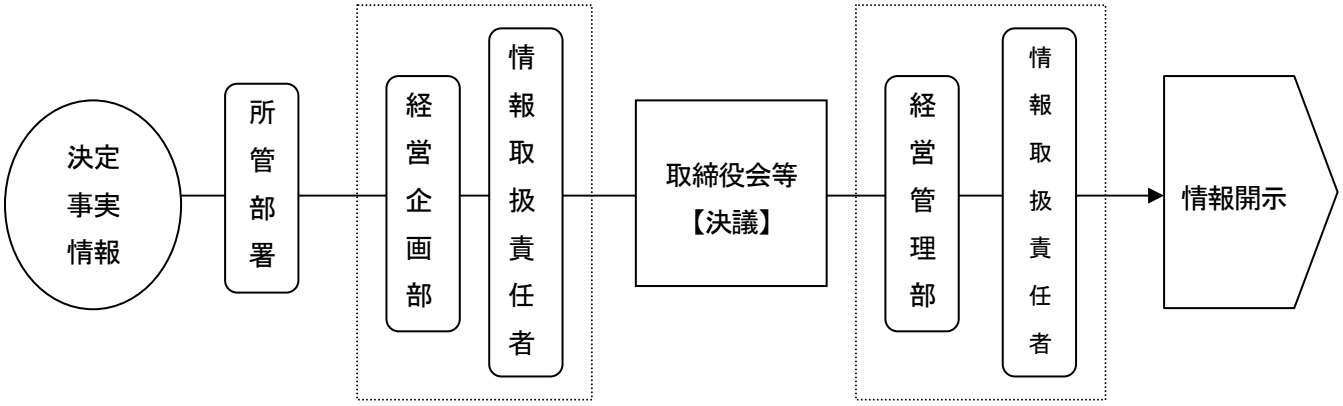

２．発生事実に関する情報

会社の重要な施策に係る発生事実に関する情報は、経営会議等の承認後直ちに情報開示を実施します。

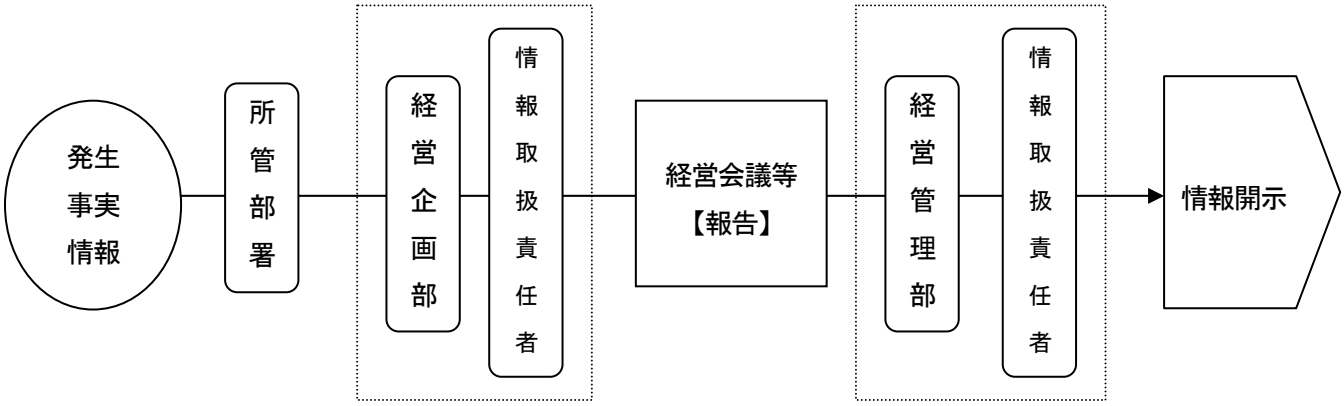

３．決算に関する情報

決算内容に関する情報は、取締役会等の承認後直ちに情報開示を実施します。

